

事 業 計 画 書

【注意事項】

1部あたり50ページ程度を限度に作成してください。

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

当法人は平成4年に地域ケアプラザの運営を受託し、これまで33年にわたり拠点運営をとおして地域に根差してきました。地域に身近な福祉保健活動の拠点として位置づけられている地域ケアプラザの役割は、福祉・保健に関する相談をはじめ、身近な地域で支えあう仕組みづくり、地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくりなど、住民主体による支えあいのある地域づくりを支援する中核的な拠点として機能しています。

地域ケアプラザの指定管理者として、第5期横浜市地域福祉保健計画（よこはま笑顔プラン）の基本理念である、「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなでつくろう」の実現を目指し、次のとおり取り組みます。

- 1 地域に赴き顔の見える関係性を築くことで、地区連合町内会をはじめ、民生委員・児童委員などによる見守りや地域活動など、福祉保健活動の運営・拡充に向け支援の充実に取り組みます。
- 2 地域の身近な相談窓口として、支援が必要な人の生活課題が複雑化・深刻化する前の段階で適切な支援につながるよう、あらゆる相談や情報を受け止め課題解決に取り組みます。
- 3 高齢化などが進むことで、判断能力の低下や認知症を発症する人が増えています。認知能力の低下や障害により判断能力が十分でない人に対する虐待や権利侵害を防ぐためにも、権利擁護や成年後見制度の利用促進に取り組み、課題が深刻化する前に支援につなげていきます。
- 4 ひとり親や病気を抱える家庭の子ども、身寄りのない高齢者、障害のある人や外国籍の人など、サポートが必要な方々に対して、地域サロンの紹介や地域ケアプラザの会場貸し出しを利用した「居場所」等をとおし、社会的孤立を防いでいきます。
- 5 誰もが安心して暮らし続けられるには、一人ひとりの価値観や思いに着目することが大切です。障害のある人や外国籍の人、性的少数者など、様々な立場や背景、価値観の違いを理解し、尊重しあえる地域づくりを進めていくため、福祉教育や啓発活動を通じて、多様性への理解を促進していきます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報取集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

永田地域は、南永田山王台地区、永田みなみ台地区、北永田地区の3地区を圏域とし、長く定住されている方が多く、住民同士の繋がりが強い地域性があります。また、地域の歴史や技能を地域全体で様々な機会を通して受け継いでいる風土があります。その一方で核家族化が進み、独り暮らし高齢者が増えてきています。各地区ともに担い手不足が深刻化し、新たな担い手の確保が急務となっています。また、外国人居住者も増えてきており、生活環境が変化してきています。

今後の方向性として、高齢化が進んでいることや生活環境の変化に対応するため、地域の福祉保健団体等と連携し、情報共有や地域のニーズを把握し、事業を共催するなどネットワークづくりに取り組みます。また、南区役所や南区社会福祉協議会との定例会議や民生委員児童委員協議会、連合町内会を通じて情報を共有していきます。

地域向けのイベントでは、福祉保健活動関係団体と連携して開催し、『顔の見える関係づくり』を構築していきます。各団体の活動や情報の共有を図り、地域課題解決の一助となるようなネットワーク作りを目指します。地域向けのイベントでは地域を主体とした運営を行うことで、地域と繋がりのある関係づくりを推進します。

法人はこれまで培ってきた地域の住民・団体・企業との絆を最大限に活かし、行政・社会福祉協議会等の関係機関と協働して、この地域の福祉保健活動を進展させていくとともに、様々な地域ニーズに基づく支援活動を指定管理者として確実に実施していきます。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

地域の方が安心してその人らしい生活を継続させるために地域福祉保健計画・地区別計画、包括的継続的ケアマネジメント業務を南区役所、南区社会福祉協議会と協働して推進していきます。地区懇談会や地区社会福祉協議会の総会などに積極的に参加し情報を収集し、永田地域の特性などを踏まえた上で課題を解決けるよう支援していきます。

地域では、自治会、民生委員・児童委員等の会合のほか、「防災訓練」「子育てサロン」などの行事等へその活動の一端を担う形で参加し、地域との絆を深め、様々な課題にともに向き合っていきます。

包括的継続的ケアマネジメント業務の推進では、包括支援センターが中心となり地域ケア会議を開催し、地域での問題点を明らかにして必要な地域ニーズを関係機関と共有して、地域で課題を解決出来る体制づくりを構築していきます。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

基本理念

当法人は「福祉の追求」のもと、4つの思いを掲げています。

1 ご利用者幸福の追求

私たちはご利用者を尊敬し、生命、自由、プライバシー、個々人の人格権を守ります。そしてQOLの向上に根差した、真の満足を追求します。

2 地域貢献の追求

地域に開き、地域に赴き、地域の声を聞く。私たちは常に地域に寄り添い、真の地域貢献を追求します。

3 職員幸福、職務環境の追求

法人は職員を支え、学び努力する姿勢を応援し、職員の自己実現が可能な職務環境を追求します。

4 今を、未来を支える福祉の追求

私たちは常に自分たちのあり方を見直し、地域が求める福祉に対応できる組織であるため、改善を続けます。そして、より良い福祉の実現を目指し、挑戦を続けます。

基本方針

我々は大切な今を守るためにこれからも変わり続ける。

- ・歴史と文化（会社の歴史と地域の歴史）
- ・生命の価値（福祉の本質の追求）
- ・人生の喜び（働くことの本質の追求）

我々はこの福祉事業を立ち上げた時からずっと変わらず地域の皆様や地域の歴史、お客様や取引企業様へのホスピタリティ、スタッフが働くことへの喜びを守っていくために、一歩もさがらず変わり続けていくことを誓います。

業務実績について

当法人は1952年に創業し、70年以上の歴史をもつ社会福祉法人となりました。戦後の荒廃した横浜の街を立て直すためには「まずは人から」との思いで、社会福祉の充実を唱え、焼け野原だった横浜の街の片隅に有志が集まり、ありあわせの木造家屋で制度も物資も不十分な中、屋根と食事を提供し人の思いの力を集めることで横浜の街のために活動を開始しました。

現在では、地域の「今」の福祉を守りぬくために福祉サービスを継続し、県内外で17の拠点を運営し、歩みを重ね地域に貢献しています。

1 実施事業の概要

救護施設、特別養護老人ホーム、老人短期入所事業、老人デイサービス事業、地域包括支援センター、居宅介護支援事業、障害者施設入居支援、障害者就労支援、高齢者用市営住宅等生活支援派遣事業

2 事業所数

生活保護施設（1施設）、指定介護老人福祉施設（6施設）、地域ケア施設（4施設）、居宅介

護支援事業所（2事業所）、障害者就労支援型施設（2施設）、指定障害者支援施設（3施設）

（2）財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

予算の執行状況

予算については、理事会承認のもと予算計画に基づいて適性に執行されており、監事監査、監査法人監査においても指摘事項はありません。

法人税等の滞納の有無

法人税については、当法人は法人税法第4条1項及び地方税法第296条第1項及び第2項に規定する収益事業等を令和3年度、4年度、5年度において実施していません。

消費税及び地方消費税については、毎年申告し、未納はありません。

財政状況の健全性

1 自己資本率

令和5年度の資産総額は133億9,135万円、純資産額は100億1,137万円となり、財務の安定性・健全性をみる自己資本率は、74.8%で、十分な自己資本があります。

2 流動比率

短期の負債に対する支払能力は、令和5年度525.7%あり、一般的には150%を超えることが望ましいなか、それをはるかに上回る流動資産を保持しています。

3 負債比率

令和4年度に特別養護老人ホームみなもの桜開所、令和5年度に千曲園、佐久療護園にて太陽光設置に伴い、令和5年度の負債総額は33億7,998万円、うち施設建設、太陽光設置にかかる借入金等は22億6,313万円、資産総額は133億9,135万円となり、総資産に対する負債の割合は、33.8%で、返済は確実に行われています。

安定した経営基盤

当法人は救護施設・介護老人福祉施設・ケアプラザ・障害者支援施設・就労支援型施設を経営しており、事業活動当期収支差額比率も各事業にバラつきはあるものの、法人全体で令和5年度は3.2%、1億7,458万円を計上することができました。

今後、安定した経営基盤を作るため各事業所の各課題について解決に取組み収支向上に努めてまいります。

3 職員配置及び育成

（1）地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

所長予定者の配置について

地域に身近な福祉保健活動の拠点として位置づけられている地域ケアプラザの所長は、施設や組織の運営を総括し、業務の効率化や安全確保を図る役割があり、施設の規模や地域の状況に応じて、

適切な人材を配置します。当法人は、地域に根差した福祉事業を幅広く提供している強みを生かし、様々な環境でスキルや人間力を学んだ経験豊富な指導力のある者を配置し、所長としての役割を果たしていきます。

職員の確保、配置について

職員の確保に向けて、人材育成計画やキャリアパス、福利厚生といった魅力ある制度を設けるとともに、ワークライフバランスを重視した柔軟な労働条件を提供し、適切に職員を配置します。

当法人では、有資格者の確保に向けて資格取得支援を行っています。資格取得に必要な費用負担のほか、必要な研修を業務として認めるなど資格の取得を推奨し、新しい知識や技術を学ぶことで職員としての自己成長につなげていきます。

また、法人の魅力を伝える場として、学校や求職者に向けて職場説明会などの有意義な情報交換会を設け、法人に関心持てていただくことで経験者や有資格者を確保していきます。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

人材育成について

法人における最大の財産は人材であり、その向上と就業の継続は法人全体の価値を高めることを自覚しています。福祉の教育課程を受けている職員、福祉の実務経験を持って入職した職員には、速やかに活躍できる環境を整えます。福祉経験が無い職員には、法人として体系化した教育を提供し、経験豊富な社員が若手社員をサポートすることで知識やスキルの伝承を行い、将来的に総合力を持った職員を輩出していくことを目指します。さらにこれからも福祉を追求する法人として、将来を見据えた学びを可能とするため、法人独自のオンライン上の知識交流拠点を整備しています。新しいコンテンツの活用により、研修参加率の底上げ、研修の質の向上などの効果を生みだし、利便性の向上を図るとともに、職員同士の知識の交換、そこから得られる気づきや発見など、学びを通じて人生を豊かにすることで、職員のモチベーションを高めていきます。

人材育成計画及び人事考課制度

法人では人材育成に向けた「人材育成計画」を作成し、職員のスキルや能力向上を目指し、業務の効率化を図ります。

また、人事考課制度として職員の目標への努力を支援する「目標支援制度」を導入しています。制度の導入にあたっては、キャリアパスを設定し、個々の職員が等級において求められる役割を明確にしています。その上で、等級に応じた役割や目標への努力を細かく把握、評価することで、評価結果を昇給や昇格に反映させる仕組みとしています。

研修計画について

地域ケアプラザの機能を発揮するためには、地域の現状や特性から地域診断を適切に行い、地域のニーズをしっかりと受け止め、地域が今後どのように変化していく、どのような支援をしていくことが必要なのかを判断し、長期的な視点で捉え実行していくことが必要です。

そのような視点には、各職種の専門分野での知識習得に加えて様々な視点を持って物事を捉え、それを日頃から地域の皆様と対話しながら確認出来る人間性と、でてきた課題に取り組める実行力のある職員育成を計画的に実行します。

階層別研修・・・職員を経験年数や習熟度に分けた階層ごとの育成を実施いたします。

- ・初級階層（1年未満）
- ・中級階層（1～3年未満）
- ・上級階層（3～5年未満）
- ・指導的職員（現場役職者）
- ・管理者

専門職研修・・・資格の有無にかかわらず、担当業務の専門領域での研修を行い、資質向上を図ります。

- ・介護支援専門員 実務従事者研修
- ・主任介護支援専門員研修
- ・地域包括支援センター職員基礎研修
- ・地域包括支援センター職員実践能力向上研修
- ・地域福祉コーディネーター養成研修
- ・生活支援コーディネーター養成研修
- ・介護技術研修
 - ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修
 - ・個人情報保護に関する研修
 - ・倫理及び法令遵守に関する研修

4 施設の管理運営

（1）施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは市民の誰もが利用する地域の身近な施設です。環境が安全であることは利用者の安全のみならず、職員が健全に働く環境においても必須であると理解しています。

安全で快適に利用していただくために、定期的な専門業者による保守管理、適切な修繕を行い、耐用年数や使用頻度を考慮した修繕計画により、利用者に不利益がないよう予算を考慮し実施していきます。予算で収まらない修繕に関しては、横浜市と協議し必要な措置を講じていきます。

また、日頃より職員による館内美化に努め、利用者が不快感なく快適に施設を利用できるように心がけていきます。

保守点検

利用者が安全で快適に利用できるように施設に応じ次の点検を定期的に実施していきます。

12条点検、日常清掃（毎日）、植栽保守（随時）、機械警備（通年）、排水管清掃（年1回以上）、エレベーター保守（月1回以上）、自動ドア保守（随時）、消防設備保守（年2回）、空調機器関係保守（随時）、受水槽（年1回以上）、給湯設備定期点検（年1回以上）、電気設備（随時）、設備総合巡回点検（月1回以上）、自家用電気工作物保守（年1回以上）、害虫駆除（随時）、小破修繕（随時）

長寿命化への取り組み

地域ケアプラザの将来を見据え、「横浜市公共施設等総合管理計画」の方針に基づき、長寿命化の観点から耐用年数や使用頻度を考慮し、計画的かつ効果的な保全や更新など長寿命化対策を実施していきます。

また、環境性能の高い施設の整備や ESCO 事業・省エネ改修等を実施し、脱炭素化の取り組みを進めています。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

市民の身近な相談窓口である地域ケアプラザは、誰もが利用できるように、利用者の公平性に配慮した整備・運営をしていますが、万一事件事故が発生した場合に備え、事故防止・緊急時などのマニュアルを整備し、定期的に研修や訓練を実施し有事に備えています。

事件事故の防止体制

「人間は失敗を犯す」という前提条件を常に忘れず、あらかじめ起こり得る事件事故を想定し発生の防止に向けて最大限に取り組むことを目標に、事故防止のための規則・マニュアルを整備し、二重三重に確認を行います。作成したマニュアル等は整備するだけでなく、内容毎に最低でも年1回の間隔で研修を行い、職員に意識づけを行い事故防止に向けた危機管理に取り組みます。

また、緊急時対応マニュアルの整備、SNS 安否確認サービスの導入、夜間機械警備等のセキュリティーシステムを施設の実情に応じて導入し、事件事故の防止に備えています。

事件事故発生時の対応

万一事故が発生した場合、緊急時対応マニュアル等に基づき、速やかに対応するとともに、法人として相手の立場にたった対応で、本人や家族の気持ちに配慮し誠意をもって対応します。

また、突発的な事故や急病人が発生した場合、冷静に対処することを心がけ、職員は2名以上の対応を原則とし、被害にあった人の安全を確保したうえで必要に応じ救急・警察への通報など最善の救助に努めます。緊急対応については管理者に指示を仰ぎ適切に対応しますが、管理者不在の場合は、区役所所管課へ速やかに連絡し対策を講じていきます。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

発災時に備えた事前準備

横浜市との協定にもとづき、自宅や地域防災拠点等での避難生活が困難な要援護者のための二次的避難所としての機能を果たすため、施設の災害対策マニュアルに基づいた訓練（避難訓練・消火訓練等）を年2回以上実施するほか、勤務時間外に大規模な災害が起きた際に、初動体制がとれるように職員参集訓練を行い有事に備えて行きます。

また、各地区の地域防災拠点での訓練への参加をはじめ、横浜市の「災害時情報受伝達訓練」や、横浜市社会福祉協議会高齢福祉部会の災害対策プロジェクトにおける施設間や他都市施設との相互

支援を想定した情報受伝達訓練に参加し、大規模な災害が発生した場合でも、職員・施設利用者が安全に避難できる体制づくりに取り組みます。

応急備蓄の取扱い

横浜市から供給される災害時応急備蓄を適正に管理し、消費期限が迫ってきた備蓄については、避難訓練時に参加者に配るなど有事に役立てていきます。

福祉避難所の運営方法

発災時には法人の「SNS 安否確認システム」により職員同士の状況を報告しあうとともに、事前に定めたB C P（事業継続計画）に基づき各拠点に参集し、福祉避難所の開設準備が整い次第、災害対策本部の要請に基づいた避難者の受け入れに協力していきます。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

各地区で実施されている防災拠点運営会議・訓練をはじめ、防災に関する活動に参加し、地域情報把握し、災害時の対策について取り組みます。

また、横浜市が作成している「防災マップ」等を活用し、施設が立地している地盤や地形などの情報を基に、想定される災害を予測していくほか、「避難確保計画」を作成し、計画に基づいた避難訓練を実施することにより、実践的、実用的な災害対策を講じてきます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

公的機関である地域ケアプラザは、地域住民や団体、介護保険事業者等に対して、公正中立な立場で対応していきます。たとえば地域包括支援センターで介護保険サービス事業者等の選択に係わる相談を受けた場合、相談者の意向に反して職員が特定の事業所を決めてしまうといったことがないよう相談者の意志を尊重します。

また、介護情報誌や介護情報サービスかながわなど、利用媒体の多様化によるシステムを活用し事業所の一覧を提示していくことで、複数の選択肢があることを相談者が知る機会を設けていきます。さらに介護保険サービス種別毎に選択率をカウントすることにより、偏った事業所への選択が発生しないように管理者は日頃から職員の対応状況の把握や指導に努めています。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

子どもから高齢者や障害のある人など、施設利用者から様々な意見や要望をいただくことがあります。なかでも苦情は法人にとってネガティブなイメージがあるのですが、苦情も要望やニーズに基づく大切な意見であると捉え、職員会議等で検討し改善につなげてきます。

また、意見を適切に伝えられる事業所であるために、利用者とは常日頃より垣根のない関係性を築き様々な場面でニーズ把握に努力します。

意見、苦情の受付方法として、施設内への「ご意見箱の設置」や「法人ホームページでの専用フォーム」を作成し、施設に来所できない場合や対面では伝えにくい内容の意見もいただけるような手段を確保していきます。

第三者委員会の設置

苦情解決に当たって社会性及び客觀性を確保するとともに、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため第三者委員会を設置し、中立・公正な立場で解決に当たります。

利用者アンケート

利用者満足度等を把握するため、事業ごとに利用者アンケートを実施します。アンケートの結果、把握した運営上の課題やその改善策について振り返りシートを作成し改善につなげていきます。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

個人情報の保護

個人情報の収集・利用及びその管理について、「横浜市個人情報の保護に関する条例」及び法人規定に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう適切に取り扱います。

条例及び規定に則り、個人情報保護に関する研修を年1回以上実施し、職員の意識啓発を図るとともに、個人情報を適切に取り扱うことを誓約します。また、個人情報保護マニュアルを整備し、適切に個人情報を管理・使用していきます。

情報公開

「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づき、事業計画・報告、収支状況、利用者アンケートの結果、苦情対応結果、第三者評価結果などを、施設内における閲覧やSNS・ホームページ上へ掲載し、正確で分かりやすい情報を積極的に開示していきます。

人権尊重

当法人はSDGsの考え方を取り入れる中で、ジェンダー教育を重視しています。横浜市の人権尊重のための指針「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」等を活用し、職員はもちろんのこと地域の中でも意識が高まるような研修や勉強会を実施し、多様性を理解し尊重しあえる地域づくりを目指します。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3(ごみ)計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

環境への配慮

「ヨコハマプラ5.3(ごみ)計画」を推進し、職員は日頃の活動の中でごみの分別や削減、こまめな消灯、使用しない機器の電源遮断等に取り組むほか、照明機器のLED化促進や節水コマの設置など、施設設備においても省力化を進めています。また、施設の諸室に環境に配慮した脱炭素取組

宣言や環境 PR ポスターの掲示などを行い、施設利用者にも環境への配慮を求めていきます。

資源の再利用として、コピー用紙の裏紙利用など使える物は大切にして繰り返しリユースしていくとともに、不要になった物でもリサイクルの可能性を常に念頭に置き、その処理方法についても考えていきます。

市内中小企業優先発注

市民活動がより良いものとなるためには市内経済が大切であり、横浜市における「市内中小企業振興条例」を踏まえ、地元の商店、企業を優先して発注することを重視します。

また、身近で多様な供給網を持つことで、災害など、運営の支障となり得る事態に対して強い施設づくりに努めます。

男女共同参画の推進

当法人は戦後、困難を抱える方を支援する上で、安定した就労環境により職員の生活を安定させることを大切にしてきました。近年は活動の持続性という視点で SDGs を重視し、その理念を取り入れることで、男女の別や国籍、障害を抱えるなどに捉われることなく、労働環境の課題と向き合い、すべての人の尊厳が守られ個性と能力を十分に發揮し、誰もが活躍できる地域・職場環境の実現を目指しています。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

永田エリアの皆様に有用な情報が行き届くよう、永田地域ケアプラザの基本情報を記載したホームページや日々の出来事を記録したブログを活用し、いつでも最新の情報を公開できるように更新しています。年4回情報誌の発行を継続して行い、ケアプラザの案内や自主事業のお知らせ、ボランティア情報などを掲載し、各町内会・各関係機関へ配布しています。また、会場（貸館）の空き情報を載せるなどして、会場の利用率向上を図ると共に、利用しやすい体制づくりに努めます。

この他、地域活動への参加時、自治内等の会合や団体の会議等でも積極的に情報発信を行い、活用利用促進を図っています。また、地域の福祉保健活動やボランティア活動などで積極的に利用していただくため、貸館機能や利用情報の提供を行い、施設の利用促進につなげます。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

ケアプラザは地域の身近な相談として、誰もが安心して健やかに暮らせるよう、人に寄り添った相談支援を行います。施設の相談窓口となる高い専門性と豊かな経験を有した職員を配置し、施設への問い合わせはもちろん、施設外で行われているサロンや給食会、地域会議など、あらゆる機会で相談をお受けするほか、広報紙やブログ、ホームページ等、様々なツールを活用した情報発信も積極的に行います。

介護保険に関する相談はもちろん、子育て中の方々や外国籍の方々の抱えておられる課題、障害のある方からの相談など、ケアプラザが連携・協働している行政・各種専門機関・団体などのネットワークを生かすことによって、一人ひとりの個別の事情を踏まえた解決策を提示させていただきます。この体制が有効に機能するため、普段の地域における情報の収集やキーパーソンとの連携をはじめ、各支援者の定期的な会合や共通の研修を通して、有用な地域資源を把握するとともに最新の情報を把握して適切な支援につなげてまいります。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

各専門職がお互いの専門性を生かし、各々が把握した地域情報を所内定例会議等において共有した上で、適切な制度や有用な社会資源を活用して、最適な支援を組み立てていくことを基本とします。このために、日々の各職種・事業担当間の会議でお互いの情報を共有するとともに喫緊の課題を常に認識して業務を遂行します。さらに職員会議や各職種会議等を通じて地域の動向やニーズに関する認識も共有し、ケアプラザ全体が一つのチームとして課題の解決に向け対応できる体制となっています。さらに、民生委員児童委員協議会や地区社会福祉協議会、福祉保健団体などの連絡会等を持つことにより、情報の共有のみならず、実際の支援に際して、迅速で円滑に協力・連携できる体制を構築しています。

特に地域の福祉保健活動の要となる南区地域福祉保健計画の推進・改訂等にあたっては、区役所・社会福祉協議会とともに地区別支援チームの一員として、共通の目標に向けそれぞれの役割を分担し、地域への積極的な働きかけを行っていきます。

また、施設協力医をはじめとする地域の福祉・保健・医療機関との連携や、地域ケア会議などによる多職種協働による個別事例の検討などを積み重ねることで、複雑、多様化している地域課題の解決を図ります。さらに、講座開催などの事業を展開していくにあたっては、地域の担い手や関係機関の専門性を活かし、協働して開催することで地域に貢献していきます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

地域の関連団体や機関が開催する会合や行事へ積極的に参加し、情報や課題を共有することで、お互いに活動の目的を理解し合いながら参加者及び担い手の状況把握に努めます。それにより各単位町内会レベルでの課題などを抽出し、地域診断を適切に行った上で、必要な地域資源や人材のネットワークの構築など、地区にとらわれることのないネットワークの一層強化にアプローチしていきます。

また、ケアプラザ全体で取り組む地域ケア会議や協議体の場面を通して、地域の保健・医療・福祉等に関わる機関や組織など様々な社会資源が有機的に連動できる新たなネットワークづくりに向

け取り組みます。あわせて施設貸出機能を活かし、ケアプラザの「場」を活用したネットワーク構築に向け取り組みます。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

地域の方が安心してその人らしい生活を継続させるために地域福祉保健計画・地区別計画、包括的継続的ケアマネジメント業務を南区役所、南区社会福祉協議会と協働して推進していきます。地区懇談会や地区社会福祉協議会の総会などに積極的に参加し情報を収集し、永田3地区の地域特性などを踏まえ課題を解決けるよう支援します。

包括的継続的ケアマネジメント業務の推進では、包括支援センターが中心となり地域ケア会議を開催し、地域での問題点を明らかにして必要な地域ニーズを行政・地域と共有して、地域で課題を解決出来る体制づくりを進めていきます。

地域の福祉保健活動を推進するため、南区役所、南区社会福祉協議会との支援チームに参加し、情報を共有したうえで、課題と向き合い活動の幅を広げるよう、顔の見える関係づくりを構築していきます。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

地域の方が安心してその人らしい生活を継続させるために地域福祉保健計画・地区別計画を南区役所、南区社会福祉協議会と協働して推進していきます。支援チームの会合には包括支援センター、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターが課題に応じて参加し、情報の共有を行います。

地区懇談会や地区社会福祉協議会の総会などに積極的に参加し地域の声を聴き、永田地域の特性などを踏まえて情報を共有していきます。共有した情報をもとに、連合町内会や地区社協の講座などに課題解決となるような支援を行います。また、支援チーム全体で地域の活動を見守る体制を整え継続的に地域を支援していきます。

地域ケア会議や協議体においても情報を十分に活用し、地域での問題点を明らかにして必要な地域ニーズを行政や地域と共有して、地域で課題を解決出来る体制づくりを進めていきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

各分野において把握している地域の現況から見えてくる地域に必要な福祉保健活動の開発・実施

に、行政機関及び関係機関団体と協働して取り組み、地域の皆様が自主的に運営できる体制を整えていきます。いずれの取組においてもそれぞれの活動を支える地域の方々の組織づくりや運営のキーとなるパーソンの発掘・育成は不可欠であり、次に私たちケアプラザはもちろん、行政・社会福祉協議会・ボランティア団体・関係機関や団体・企業などの活動をサポート体制を組み合わせていきます。

高齢者を対象としたミニデイサービス「なごみ」を運営しているボランティアグループ「なごみ」を支援し介護予防を推進します。また、介護予防に係る講座を開催し、参加者の意欲を高め自主活動ができる状態まで支援を行っています。

未就園児の親子を対象とした子育てサロン「たんぽぽ」を定期で開催します。年間を通して、横浜市南区子育て支援拠点「はぐはぐの樹」や永田保育園との共催事業を展開し、子育て支援に取り組みます。また、地域で立ち上がった子育てサロン（ぽてと、つくしんぼ、まんま）の後方支援をしていきます。子育て支援の一環として、連続講座「永田ではぐくむワクワクワーク」を開催し、保護者の繋がりを作る取り組みを行っています。

ケアプラザと関わりの薄い地域住民を対象とした趣味講座『お楽しみ講座』を開催し、ケアプラザの周知と地域の担い手の発掘等を行います。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

地域で活動している福祉保健活動団体に対して積極的にケアプラザの利用をPRし、安定的に活動を支援指定けるよう会場の貸出など支援を行います。利用状況は、窓口で確認できるほかホームページ上でも公開し利用しやすい環境を整えています。

ケアプラザに訪れる機会のない地域住民を対象とした『お楽しみ講座』を開催していきます。開催後は、自主グループ化を目指しボランティア活動を行う福祉保健活動団体へと発展できるよう支援していきます。

永田支えあい祭りでは地域の福祉保健団体や貸館利用団体にも参加していただき、互いの活動を知る機会を設け新たな活動のきっかけ作りとしています。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

南区社会福祉協議会ボランティアセンターと連携を図りながら、高齢者支援、障害児者支援の中で、制度では対応できない支援に対応出来るボランティアの育成と同時に、地域の中で負担のない見守り活動や、個別支援を支える地域ボランティア育成を行っていきます。

具体的には、ケアプラザで行う事業を継続して行うため、広報誌にボランティア募集の項目を載せ、新たな人材の発掘を行います。登録後のボランティアには、定期的な会合の開催をして継続した活動を支援します。ボランティア交流会を開催し、日頃のボランティア活動に対しての労いと意見交換を行い今後の活動を支援していきます

よこはまシニアボランティアポイント事業を活用し、高齢者のボランティア活動を支援するため

登録研修会を行います。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

地域で開催されている高齢者や子育てのサロン、給食会、行事、民生委員児童委員協議会などに積極的に参加し、福祉保健活動に関する情報収集を行い地域課題や活動の支援などを行います。

地域の社会資源を把握するために、自治会や民生委員・児童委員の会合や行政・関係機関・団体等の会議への参加を通じて、新たな取組や制度・スキームなどの情報をはじめ、地域の福祉保健の活動状況や活動団体・活動者に関する情報を積極的に収集し、共有し、提供します。提供にあたっては、広報紙のほかホームページ・ブログ・SNS 等に掲載し、アクセスしやすくかつ見やすく分かりやすい形で提供します。また、閲覧資料や館内掲示の充実を図ることで、地域社会へ情報を提供する機能を充実します。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

地域に積極的に出向き、地域の集いの場等の生活支援情報の収集を継続し、その情報を可視化することで、より多くの方に情報を役立てて頂けるよう努めます。具体的にはマップ作成、サービスリストによる情報整理を行い、閲覧等により地域の方が情報を得ることができるように努めます。また所内では地域活動・サービスデータベースシステム“Ayamu”の活用により個別支援へも繋げられるようにします。これまで集積した地域情報については情報更新を行い、情報収集においては引き続き所内他職種との連携により個別支援から明らかになる新たなニーズや既存の資源把握に努めます。アンケートやヒアリング調査を実施し、高齢者の生活上のニーズに対し地域の生の声を聴くことで、地域の実態把握に努めています。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

地域の商店、企業、商業施設に積極的に出向き、情報収集を行います。そこで得た情報を大判マップや情報ファイル作成により可視化を行い、施設内での掲示などにより地域住民や地域福祉関係者への提供に努めています。

地域の高齢者が抱えるニーズは多様であり、団塊の世代が75歳以上を迎える今年は多様な主体を含めた活動・サービスの充実がさらに求められています。地域に点在する様々な活動やサービス情報を得ていくため、地域団体や関係機関で共有する情報をもとに地域の会合や行事など多様な主体が活動する場において関係性を構築し、互いの意向や強みを捉えながら活動・サービス及び社会資源の把握・分析に取り組みます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

住民が目指す地域の実現には、多様な団体や人がつながり、地域が目指す方向性を共有することが必要です。コーディネーターを含めた専門職が地域で開催する定例会等の場に参加させていただきながら住民と話し合える機会をつくり、各地区の具体的な課題の共有や解決を目指し働きかけを行います。また開催にあたっては、ケアプラザの場や地域の会館等、住民や団体が参加しやすい場づくりに努めます。

高齢化の進展や就業構造の変化などから地域の担い手の確保が困難な状況を踏まえ、特定の方に大きな負担がかからないよう、より多くの住民がそれぞれできる範囲で参画できる取組を創出すべく、ケアプラザの職員の知識と経験を生かして支援します。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

各地区では高齢者を含めた様々な住民参加型の活動、サービスが継続して行われていますが、地域のなかで暮らす高齢者の生活を支えるためには、介護保険制度のような公的サービス含め支援の充実がさらに求められています。こうした高齢者を取り巻くニーズに対し、地域の住民や組織が主体となって声を上げ、地域全体で見守り・助け合える活動が創出されています。このような地域活動を継続・発展していくため、地域に身近なケアプラザの拠点機能を有効に活用し、必要に応じて地域ケアプラザが活動の相談窓口となり、相談者と活動団体の調整を行うなど、活動の継続、発展に向け柔軟に対応してきます。また、地域活動周知のため、活動チラシの掲示や広報誌に活動内容を掲載し、活動の周知・啓発を行うことで、地域活動の継続・発展に向け協力していきます。

（4）地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

ワンストップサービスの拠点としての役割を果たすため、福祉、保健に関わる様々な分野の情報収集に努めるとともに、各関係機関と連携していきます。一般高齢者、要支援者、要介護者、家族、ケアマネジャーなど異なる対象者に対して、3職種（主任ケアマネジャー、看護師、社会福祉士）それぞれの専門性を生かした支援を展開していきます。相談に対しては訪問を原則として迅速に対応し、的確に状況を把握したうえで必要に応じたサービスの提案や関係機関に繋いでいきます。また、相談内容の緊急性（虐待など）に応じて区役所と連携しながら支援計画を立てたうえで危機介入を行います。

区役所、関係機関、民生委員、地域住民等からの情報収集や地域の会合へ積極的に参加することによって地域の高齢者の実態を把握していきます。また、ケアプラザまで来られない地域住民を対

象に地域の町内会館を中心とした『出張相談会』を各地域で開催していきます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

認知症の方や家族が地域で安心して地域で生活出来るように環境づくりも含めた専門的支援を行います。具体的には『認知症サポーター養成講座』を認知症キャラバンメイト、社会福祉協議会とともに開催し、地域住民や福祉関係者に対し、認知症についての正しい知識や認知症高齢者への対応についての普及活動を行います。また、近隣の小学校や中学校に対して、その学年に応じた認知症教育を実践し、認知症になっても地域で生活できる環境を整えます。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域住民や福祉関係者を対象として、成年後見制度や相続・遺言、消費者被害などに関する勉強会や相談会を開催し、制度や法律の普及啓発に努めます。

認知症などにより契約行為や金銭管理が困難な利用者に対して、区役所や社会福祉協議会と連携し、必要に応じて成年後見制度や日常生活自立支援事業の紹介を行います。また、成年後見制度の利用を望まれる場合や、制度の利用が必要であると判断した場合は必要に応じた申立ての支援を行います。

高齢者虐待が発見された場合には、直ちに区役所に報告を行うとともに、関係機関と連携をとり、チームで被虐待高齢者や養護者を支援します。地域住民等に対し高齢者虐待に関する普及啓発や「介護者のつどい」を開催することで、虐待を未然に防ぎ、虐待が起きた場合にも早期発見が出来る仕組み作りに努めます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

永田地区を担当しているケアマネジャーに対して、定期的な勉強会を開催します。ケアプラザの協力医と協働して、専門的知識の向上やケアマネジメント力の向上を図ります。インフォーマルサービスについて、その活動内容や特徴、連絡先などの一覧を作成し、いつでもだれでも利用できるように情報を整理しておきます。地域のインフォーマルサービスに対してケアプラザの役割を周知する機会を作り地域の連携を強化します。地域の会合や民生委員児童委員協議会などに参加し、出前講座を開催して地域包括支援センターの役割や介護保険制度等について周知します。

南永田山王台地区、永田みなみ台地区、北永田地区の各地区に対して地域の民生委員児童委員協議会とケアマネジャーの交流会を開催します。共通の課題についての話し合いや学習の機会を設け、顔の見える関係づくりを構築します。

■在宅医療・介護連携推進事業

南区在宅医療相談室、居宅事業所のケアマネジャーと連携し、継続的な医療、介護を受けることで、住民が病気を抱えても自立した生活が継続できるよう相談・支援に努めます。具体的には、相談ニーズに応じて、医療相談室、居宅ケアマネジャーと情報提供や電話対応等により、医療機と介護事業所等の関係者の連携を推進します。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

区行政、社会福祉協議会、介護サービス事業所や民生委員児童委員、地域の福祉保健団体と協働し、個別ケースの課題分析から地域課題の把握等、包括ネットワークの実現に向けたツールとして活用してきます。また、会議の成果と課題を整理した上で、ケアプラザ内で共有し、地域の実情に合わせた、事業の企画・運営に活かしていきます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

法人はケアプラザや特別養護老人ホームなど介護保険施設を複数開設しておりこれらの施設での業務経験等を考慮し、事業を遂行する上で必要な知識と経験のある人材を採用して、配属先での業務内容や地域特性を見極め、適切な職員を確保するとともに、その資質を向上していくための研修等の機会を適切に配慮しながら育成に取り組んでいます。

事業の推進に向けては、保健・医療・福祉関係機関など多様な主体との連携を図ります。地域活動交流及び生活支援コーディネーターが把握している情報を活用し、要支援1・2または事業対象者の方々が住み慣れた地域で自分らしい生活がおくれるよう、介護予防計画を作成し適切なサービスや社会資源と繋げます。

居宅介護支援事業者への業務委託については、公正中立な立場であることを踏まえ、介護情報紙等の活用を通じ、利用者の選択を最優先に検討した上で事業所を選定します。居宅介護支援事業者への委託しているケースにおいては担当者会議等に積極的に参加し、ケアマネジャーとご利用者に地域の情報を伝えインフォーマルサービスへ繋がるように支援します。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

介護予防の視点を広め身近な場所で気軽に取り組める活動を支援していきます。関係機関と協働して「健康管理」に対する意識の改善に取り組み、介護予防につながる事業計画を作成します。具体的には、地域の方々はもとより行政・関係機関とも連携し、体操や栄養講座を開催していくことで介護予防事業を展開します。運動、口腔機能向上、栄養指導、認知症予防の内容を取り入れ、認知症予防についてはボランティア研修を開催し予防教室の自主化に向けて取り組みます。また、南区は健康診断を受ける高齢者が少ないことから「お元気で21健診」を地区センターや学校、町内会館などを活用して区役所や福祉保健団体ともに開催を支援します。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

南永田山王台地区、永田みなみ台地区、北永田地区の各地区の特性に応じた地域包括支援ネットワークを構築していくため、地域ケア会議や協議体を開催し、多職種協働を生かした支援に取り組みます。南区役所、南区社会福祉協議会、医療従事者、介護保険事業者、地域住民等と会議を重ねることによって地域課題を検討し解決の方向を地域とともに考えていきます。

定期的にケアマネジャー勉強会を開催し、協力医の疾病理解を中心にケアマネジャーの資質向上に努めています。また、ケアマネジャーと民生委員児童委員などの福祉保健活動団体との交流会も開催し、また、施設のイベント（支えあい祭り）を開催することや地域の祭りに参加することにより、地域資源や活動の再確認を促し、顔の見える関係づくりを支援していきます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

運営方針

介護保険の基本理念である「尊厳の保持」及び「自立支援」を基本とし、常に利用者の意向を踏まえ、必要なサービスが提供されるよう居宅サービス計画を作成し、利用者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活ができるよう支援します。

また、一人でも多くの利用者に適切なサービスが提供され在宅生活が継続できるよう、ケアマネジャー毎に目標担当件数を35件以上と定め、質の高いケアプランを作成します。

地域の身近な相談・支援の窓口として、サービス提供地域の事業所、関係機関、住民から信頼される事業所を目指し、法人全体で事業体制を推進し地域に貢献していきます。

「利用者アンケート」を年1回実施し、利用者の声を真摯に受け止め、寄せられた苦情や要望を所内で検討した上でサービス改善に繋げていきます。

指定介護予防支援事業者との連携体制

併設する地域包括支援センターや介護予防支援事業所との強みを生かし、部門間で情報連絡会議を行い、きめ細やかな情報共有に取り組み、公的な介護給付サービス以外の住民による自発的な活

動等によるインフォーマルサービスの利用も含め、地域資源の活用をケアプランに位置づけていきます。

また、生活課題が複雑・困難なケースへの対応も部門連携による迅速な対応により、積極的に受け入れていきます。

法人内拠点施設との連携

近年介護疲れによる事件やトラブルが多く報道されるなど、家族などの介護者が適切に休養するためのレスパイトケアが非常に大切となっており、日々の在宅支援に加えて、短期入所生活介護（ショートステイ）を利用した支援が求められています。

当法人では市内に6ヶ所の特別養護老人ホームの運営を行っており、各施設において短期入所生活介護のサービス提供を行っています。そのうち4拠点は従来型施設としての運営を行い、費用負担が少なく生活に困難を抱える方にも幅広くご利用いただけるセーフティーネットとしての機能を有しています。介護者の緊急入院や虐待事例等の緊急利用にも対応し、同一法人の強みを生かした迅速な対応に努めています。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

運営方針

介護保険の基本理念である「尊厳の保持」及び「自立支援」を基本とし、利用者一人ひとりが可能な限り住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、家庭的で温かい気軽に利用できる交流拠点を目指し支援していきます。

また、地域の実情を踏まえ、デイサービスがその地域に必要な支援を提供するため、地域の特性やニーズを理解し、それに基づいた柔軟なプログラムやサービス提供に努め、年間を通して1日の平均利用28名を目指し、地域に根差したサービスを提供していきます。

品質向上への取り組として「利用者アンケート」を年1回実施し、利用者の声を真摯に受け止め、寄せられた苦情や要望を所内で検討した上でサービス改善に繋げていきます。

プログラム

要介護状態の悪化・予防や生活機能の維持・向上を目指し、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるという目的を達成する手段として、利用者のニーズに応じた「個別機能訓練」の提供に力を注ぎ、利用者のADL、QOLの維持・向上につなげていきます。

また、生活機能改善機器の利用や手芸、脳トレ、集団でおこなうレクリエーションゲームなどプログラムを豊富に用意し、利用者同士の趣味や交流の機会を提供していきます。

高齢者にとって、栄養バランスの良い美味しい食事が健康を維持するために大切です。

安全な食事の提供にあたり、月毎に給食業者との綿密な打ち合わせおこない、利用者の健康状態や嗜好に合わせた食事の提供、食材の選定・調理方法の工夫など、食事サービス全般において高い品質を維持していくことで食事を通じたコミュニケーションの場の提供に努めるとともに、利用者

の健康状態や食事に関するニーズを定期的に評価し、プログラムやメニューの改善に取り組んでいきます。

業務効率化

デイサービスの運営においては、人材不足や労働コストの増加など業務の効率化が重要な課題となっています。こうした問題を解決するために、業務管理システムの利用をはじめ、利用者とのコミュニケーションを支援する生活機能改善機器の導入促進、柔軟な働き方を支援するアプリの利用促進などのデジタル技術の活用を進め、デイサービスの運営管理がより効率的に行われ、スタッフの負担軽減やサービスの品質向上を実現していきます。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

指定管理料における人件費については、昨今の急激な人件費の増加と人材確保のための手数料等費用の高騰から、業務を遂行できる資格を有する人材を必要な人数確保し、施設に課された使命を遂行することの困難さが増しています。このため、介護保険事業で収益を確保することにより、適切な人材を確保・配置し、地域の皆様から必要とされるサービスを提供し続けられる組織・人員体制を整えます。

ケアプラザが地域の皆様から信頼され日常的にご利用いただけるよう、行政・関係機関等と連携・協働し適正に業務を執行するとともに、地域ニーズに適切に対応していくほか費用対効果を常に検証しながら事業等を進めていきます。このため、ケアプラザの運営を安定的に行うことで、単身高齢者の増加や認知症への対応など地域社会が直面している諸課題に対応します。また、現在地域と共に策定を進めている第5期地域福祉保健計画とともに推進し実現できるよう、地域を支援し続けられる収支計画を策定します。

当ケアプラザでは通所介護事業を設置しており、指定管理事業とともに双方のメリットを生かした一体的な施設経営を行っております。なお、これにより指定管理料の不足が通所介護事業に影響することのないよう、両者の収支項目を厳密に分離・独立させ、それぞれ自立した収支決算が行える体制としています。

当ケアプラザは開所より25年が経過します。これを踏まえ、施設管理費については、指定管理施設全体の収支を踏まえ施設の維持運営を行います。施設の老朽化に対応しその長寿命化を図るため、日常点検に加え建築物及び建築設備の点検を毎年実施し、修繕費等を計画的に執行していきます。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

運営費の大きな割合を占める人件費では、時間外手当等の支出を抑制します。職員業務の分担を適正化し、フレキシブルな勤務体制を採用することで、限られた時間の中で業務が完了できる体制

とします。また、職員の能力や創意工夫を最大限に引き出すことで、効果的・効率的な事業運営を実現し、運営費の削減につなげます。

ケアアプラザにおける自主事業では、材料費や飲食に係る費用などを参加者に負担していただくようになっています。費用負担していただくことで、講座開催の費用負担の軽減と、参加者の講座に取り組む意識が向上することを目的としています。事業にかかる費用よりも利用料金等が多くならないようにし、事業で必要となる材料等は業者を比較してできるだけ安く購入できるように努力しています。また、事業の担い手としてボランティアを起用することで活動場所の提供や担い手の育成を兼ねることができます。事業に配置する人員を確保することができます。

指定管理料提案書
(横浜市永田地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	12,824,375円	12,824,375円	12,824,375円	12,824,375円	12,824,375円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	2,728,625円	2,728,625円	2,728,625円	2,728,625円	2,728,625円
事業費		自主事業(教室、講座)講師謝礼 金90,000円 保険料・材料費 等676,578円 (参加費収入) △60,000円 GND事業光熱 水費控除△256,578	□	450,000円	450,000円	450,000円	450,000円	450,000円
事務費		消耗品費300,000円 通信費 120,000円 備品購入費 80,000円 リース料 100,000円 手数料10,000 円 研修費10,000円 印刷製 本費10,000円 広報費 20,000円 租税公課	□	1,150,000円	1,150,000円	1,150,000円	1,150,000円	1,150,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	6,372,000円	6,372,000円	6,372,000円	6,372,000円	6,372,000円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>						
施設使用料相当額				-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円
合計				22,593,000円	22,593,000円	22,593,000円	22,593,000円	22,593,000円
			うち団体本部経費					

※1: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域
ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
令和8年度	令和9年度			令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和12年度	
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	22,942,375円	22,942,375円	22,942,375円	22,942,375円	22,942,375円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	10,005,344円	10,005,344円	10,005,344円	10,005,344円	10,005,344円
事業費	ケアマネージャー支援事業 10,000円 社会福祉事業 10,000円 介護予防関連事業 10,000円		□	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
事務費	消耗品費200,000円 通信費 120,000円 備品購入費 50,000円 リース料 100,000円 手数料10,000 円 研修費30,000円 印刷製 本費10,000円 広報費 10,000円		□	530,000円	530,000円	530,000円	530,000円	530,000円
管理費	・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)		□	1,044,000円	1,044,000円	1,044,000円	1,044,000円	1,044,000円
小破修繕費	・小破修繕費 126,000円			126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医	・協力医 630,000円			630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合 は記載してください。>			-2,895,719円	-2,895,719円	-2,895,719円	-2,895,719円	-2,895,719円
合計				32,412,000円	32,412,000円	32,412,000円	32,412,000円	32,412,000円
うち団体本部経費								

※2:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工))+(地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	□	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	□	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
事業費		自主事業(教室、講座)講師謝礼 ■■■■■ 保険料・材料費 等 ■■■■■	□	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
事務費		消耗品費 ■■■■■ 通信費 ■■■■■ 研修費 ■■■■■	□	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合 は記載してください。>						
合計				6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
うち団体本部経費								

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費		講師謝礼金94,000円 材料費 保険料他60,000円	□	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計				154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費								

収支予算書
(横浜市永田地域ケアプラザ)

項目		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	22,593,000円	22,593,000円	22,593,000円	22,593,000円
		地域包括支援 センター運営事業	32,412,000円	32,412,000円	32,412,000円	32,412,000円
		生活支援 体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			61,344,000円	61,344,000円	61,344,000円	61,344,000円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	16,186,000円	16,186,000円	16,186,000円	16,186,000円
		居宅介護支援事業	15,081,000円	15,081,000円	15,081,000円	15,081,000円
		通所系 サービス事業	107,852,000円	107,852,000円	107,852,000円	107,852,000円
			139,119,000円	139,119,000円	139,119,000円	139,119,000円
	その他収入		1,358,000円	1,358,000円	1,358,000円	1,358,000円
			201,821,000円	201,821,000円	201,821,000円	201,821,000円
支出	内訳	人件費	136,877,000円	136,877,000円	136,877,000円	136,877,000円
		事業費	17,689,000円	17,689,000円	17,689,000円	17,689,000円
		事務費	22,088,000円	22,088,000円	22,088,000円	22,088,000円
		管理費	22,451,000円	22,451,000円	22,451,000円	22,451,000円
		その他	2,716,000円	2,716,000円	2,716,000円	2,716,000円
			201,821,000円	201,821,000円	201,821,000円	201,821,000円
	うち団体本部経費					
収支		0円	0円	0円	0円	0円

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市永田地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	配置予定人数	1.2500人	1.2500人	1.2500人	1.2500人	1.2500人

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	配置予定人数	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人
②	基礎単価					
	配置予定人数					
③	基礎単価					
	配置予定人数					

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	配置予定人数	4.2500人	4.2500人	4.2500人	4.2500人	4.2500人

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
	配置予定人数					
②	基礎単価					
	配置予定人数					
③	基礎単価					
	配置予定人数					

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

所長が各部門の業務マネジメントを行い、地域ケアプラザの目標を示していく。地域ケアプラザ運営事業においては、コーディネーターのほか、事業の企画・運営をはじめ、施設貸出業務等の補助にサブコーディネーター4名を配置します。生活支援体制整備事業においては、コーディネーターを軸に各部門との連携を図り事業を推進します。地域包括支援センター事業においては、3職種各1名に1名を加えた4名配置とし、他部門と協働で地域支援事業等に取り組みます。
--

団体の概要

(令和 7年 2月 1日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん よこはましゃかいふくしきょうかい) 社会福祉法人 横浜社会福祉協会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒232-0033 横浜市南区中村町五丁目315番地 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式6同意書による)に使用します)
設立年月日	昭和53年1月27日
沿革	昭和53年 1月 社会福祉法人設立認可 救護施設「横浜市天神寮」(定員18人)、特別養護老人ホーム「横浜市天神ホーム」(定員50人、短期入所6人)を財団より移管 昭和56年 4月 身体障害者療護施設「千曲園」開設(定員50人) 平成 元年 4月 身体障害者療護施設「霧ヶ峰療護園」開設(定員50人) 精神障害者通所授産施設「鶴見ワーカトレーニングハウス」開設(定員20人) 平成 3年 4月 身体障害者療護施設「佐久療護園」開設(定員80人) 平成 4年 5月 特別養護老人ホーム「新山下ホーム」(定員50人、短期入所20人) 老人デイケアセンター「横浜市新山下地域ケアプラザ」受託 平成 8年 7月 老人デイケアセンター「横浜市不老町地域ケアプラザ」受託 平成11年11月 老人デイケアセンター「横浜市永田地域ケアプラザ」受託 平成12年 4月 特別養護老人ホーム「南太田ホーム」(定員60人、短期入所40人)開設 平成12年11月 特別養護老人ホーム「本牧ホーム」(定員60人、短期入所40人)開設 平成18年 4月 救護施設「横浜市天神寮」を廃止し、「清明の郷」(定員190人)開設 平成24年 4月 障害者支援施設「千曲園」全面改修工事完了 障害者就労支援型施設「鶴見ワーカトレーニングハウス」新築工事完了 平成28年 4月 特別養護老人ホーム「梅ノ木ホーム」(定員100人、短期20人)開設 平成30年11月 障害者支援施設「霧ヶ峰療護園」は諏訪市渋崎地区に移転し、名称を「すわ湖のほとり」と改称 令和 1年10月 居宅介護支援事業所「しえんて関内」開設 令和 2年 4月 横浜市中授産所を受託し、障害者就労移行B型事業所「なかワーカトレーニングハウス」と改称(定員20人) 令和 3年 4月 老人デイサービスセンター「横浜市本牧和田地域ケアプラザ」受託 令和 4年 4月 特別養護老人ホーム「みなもの桜」(定員90人、短期入所10人)開設
事業内容等	[第一種社会福祉事業] 救護施設の経営・特別養護老人ホームの経営・障害者支援施設の経営 [第二種社会福祉事業] 老人デイサービス事業の経営・老人短期入所事業の経営・障害福祉サービス事業の経営・老人デイサービスセンターの経営・老人介護支援センターの経営・特定相談支援事業の経営 [公益事業] 地域包括支援センターの経営・居宅介護支援事業の経営・高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業の経営 [収益事業] なし

財務状況 ※直近3か 年の事業年 度分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	総収入	5,430,290 千円	5,446,028 千円	5,630,093 千円
	総支出	5,397,799 千円	5,570,266 千円	5,455,514 千円
	当期収支差額	32,490 千円	△124,238 千円	174,579 千円
	次期繰越収支差額	4,797,747 千円	4,594,320 千円	4,679,482 千円
連絡担当者	    			
特記事項				